

# 本部町国土強靱化地域計画策定業務仕様書

令和 7 年 12 月

本部町総務課

## 第 1 条（適用範囲）

本特記仕様書は、本部町が実施する『本部町国土強靱化地域計画策定業務（以下「本業務」という。）』について適用する。本業務は、契約図書関係規定及び本特記仕様書に基づき実施する。

## 第 2 条（業務目的）

本業務は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化法（平成 25 年 12 月 11 日公布・施行）」に基づき、本町における大規模自然災害等のリスクを踏まえ、国の「国土強靱化基本計画」（以下、「国計画」という。）及び「沖縄県国土強靱化地域計画」（以下、「県計画」という。）と整合を図りつつ、大規模自然災害等のリスクの影響の大きさや緊急度等を踏まえ、施策の重点化・優先順位付けしながら、「本部町国土強靱化地域計画」の策定支援を行うものである。

## 第 3 条（作業方針）

本業務の実施にあたっては、あらゆる自然災害の中で、本部町において影響がある大規模自然災害を対象に、リスクシナリオや強靱化施策分野を設定し、脆弱性の分析・評価及び課題について検討した上で、対応方策に関する検討、重点化・優先順位付け等を行うものとする。

なお、計画策定にあたっては国・県の国土強靱化（地域）計画との整合を図り、今後展開すべき具体的な施策について企画・検討するとともに、各施策に対する指標（K P I）や進捗管理に対する方針等についても検討するものとする。

#### **第4条（中立性の保持）**

受注者は、常に中立性を保持するよう努めなければならない。

#### **第5条（公益確保の責務）**

受注者は、業務を行うにあたり、公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

#### **第6条（提出書類）**

受注者は、契約締結後、速やかに以下に掲げる書類を指定期日までに提出しなければならない。

- ・ 着手届
- ・ 管理技術者及び照査技術者届（経歴書添付）
- ・ 工程表
- ・ 業務計画書（業務実施方針・作業工程・組織計画等）

#### **第7条（実施体制）**

本業務の実施にあたっては、発注者の意図及び目的を十分理解した上で、経験豊かな技術者を定め、適切な人員を配置して高度な技術を発揮するよう努力するとともに、発注者が定める担当職員と常に密接な連絡をとり業務遂行を図るものとする。

#### **第8条（管理技術者等）**

受注者は、本業務における管理技術者、担当技術者及び照査技術者を定め、本部町に届け出るものとする。管理技術者は、技術士登録の総合技術監理部門（都市計画及び地方計画）、建設部門（都市計画及び地方計画）のいずれかの資格を有するものとする。また、業務の特性上、綿密な打ち合わせや細部に渡る調整等が必要となるため、突発的な打ち合わせや相互の確認作業等への迅速な対応を求められることがある。そのため、管理技術者及び担当技術者については、県内の事務所常駐者とし、代表者が発行する在籍証明書等により証明しなければならない。

なお、受注者は平成25年度以降に地方自治体において2件以上の元請による下記の同種業務実績を有していなければならない。

同種業務実績：国土強靱化地域計画

※管理技術者、照査技術者及び担当技術者は、それぞれを兼ねることはできない。

#### **第9条（品質管理）**

受注者は、ISO9001に準拠した品質管理システムのもとに、業務を遂行しなければならない。また契約締結前に品質管理マネジメントシステムの認証を証明する書類の写しを提出し、本部町の下承を得るものとする。

#### **第10条（工程管理）**

本業務の実施にあたり、業務計画書に基づき、適正な工程管理を行い、業務の進捗状況を随時報告しなければならない。

#### **第11条（関係機関との協議）**

受注者は、関係機関等との協議を必要とするとき、または協議を受けたときは、誠意を持ってこれにあたり、この内容を遅滞なく本部町に報告するものとする。

#### **第12条（疑義）**

本業務の解釈について疑義が生じた場合、あるいは本特記仕様書に定めのない事項が生じた場合には、本部町・受注者の協議により決定する。また、両者は誠意を持ってこれにあたるものとする。

#### **第13条（検査）**

受注者は、本業務を完了したとき、業務完了報告書、成果品納品書とともに、成果品を本部町に提出し、管理技術者立会いの上、完了検査を受けなければならない。

#### **第 1 4 条（成果品に対する責任）**

検査完了、引き渡し後であっても成果品の内容等に不備又は誤りが発見された場合は、受注者の責任と費用負担によって速やかに成果品の訂正、補足をしなければならない。

#### **第 1 5 条（成果品の帰属）**

本業務の成果品は、すべて本部町に帰属するものとし、本部町の許可なく公表、貸与及び使用してはならない。また、業務上知り得た諸事項について、第三者に漏らしてはならない。

#### **第 1 6 条（行政情報流出防止計画）**

本業務において取り扱う各種資料や各種データには、本部町における多数の重要事項が含まれているため、受注者は、情報セキュリティの重要性を認識し、良識ある判断に基づき、資料の破損、紛失、盗難、外部への漏洩等の事故のないように慎重に取り扱い管理運用を行うものとし、作業終了後、速やかにこれを返還するものとする。また、受注者は情報の保護及び品質管理の観点から、次の公的資格を企業として取得又は同等の資格を有していること。同等の資格の場合には、それを証する資料を提出すること。

- ・ ISO 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）
- ・ JISQ15001（プライバシーマーク）

#### **第 1 7 条（貸与資料）**

本業務の実施にあたり、業務に必要となる資料について、本部町は受注者に貸与するものとする。なお、貸与した資料は、受注者の責任において管理し、取扱いは十分注意するものとし、業務完了後速やかに返却するものとする。

#### **第 1 8 条（業務内容）**

##### **1. 計画準備及び資料収集整理**

業務の円滑な遂行のため、業務内容を把握するとともに、作業工程及び仕様の確認・検討の他、作業計画書を立案する。また、防災・減災等に関する既往資料や各種関連計画についても収集・整理する。

## 2. リスクシナリオ（最悪の事態）の設定

各種計画及び既往の統計資料等から、本町における自然災害の状況など、強靱化にあたっての地域の現状を整理する。また、県計画に準じて、大規模自然災害を対象に対するリスクシナリオを設定する。

## 3. 施策分野の設定

国計画の施策分野（12の個別施策分野と5つの横断的分野）及び県計画を参考に、本町の総合計画の分野を踏まえ、施策・事業等を分類する施策分野・横断的分野を設定する。

## 4. 脆弱性の分析・評価、課題の検討

国計画及び県計画における脆弱性の分析・評価、課題の検討方法に準じて、本町における脆弱性を分析・評価する。

## 5. リスクへの対応方策の検討

本町において、いかなる災害等が発生しても地域が強靱であるよう備えるべき目標を、国計画及び県計画と整合を図りつつ設定する。

また、脆弱性の評価及び整理した課題に基づき、施策分野について今後必要となる施策・事業を検討し、推進方針の案として施策分野・横断的分野ごとに整理する。

## 6. 対応方策について重点化・優先順位の設定

大規模自然災害発生時に本町が直面するリスクを踏まえ、事態が回避されなかった場合の影響の大きさや重要性、緊急度等を考慮して、施策や事業等の重点化・優先順位付けを行う。

## 7. 国土強靱化地域計画（案）のとりまとめ

これまでに整理・検討した事項を踏まえ、計画（案）としてとりまとめる。

#### 8. 検討部会運営補助（2回）

本計画の策定に際し、計画に対する横断的な検討を行うために、庁内関係部署の代表者により構成される分野を超えた横断的組織による策定委員会により議論する。

#### 9. 防災会議運営補助（2回）

国土強靱化地域計画の策定にあたり、関係者等の合意形成を円滑化し、計画の着実な実施を図る観点から、防災会議において議論する。

### 第19条（打ち合わせ協議）

業務の適正な遂行を図るため、また手戻りの生じないよう監督員と密接な連絡をとり、その都度打ち合わせ議事録を作成し相互に確認する。打ち合わせは、計画着手時・中間報告（1回）・成果品納入時を基本とするが、監督員が必要と認めた場合には適宜打ち合わせを行う。

### 第20条（成果品）

本業務における成果品は以下の通りとする。

本業務における成果品は以下の通りとする。

- |                    |     |
|--------------------|-----|
| ・国土強靱化地域計画書（A4版製本） | 30部 |
| ・業務報告書（ファイル綴じ）     | 2部  |
| ・会議資料              | 4部  |
| ・上記電子データ           | 1式  |
| ・その他監督員が必要と認めた資料   | 1式  |